

募集期間：令和4年10月28日～令和5年1月13日

若手農業者の 経営発展への取組みを 支援します！



これからの兵庫県の農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現への取組みに支援を行います。

農業後継者経営発展事業 (R3～R5年度) [農業後継者育成事業積立資産活用事業]

①親元新規就農者早期経営安定支援

＜対象者＞ 認定農業者等の後継者として親元就農する新規就農者

- ・ 就農5年以内の親元新規就農者（就農時50歳未満）（令和5年度は就農日：平成30年4月以降）
- ・ 認定農業者、認定新規就農者、認定農業者の経営主との共同申請または経営の構成員に位置付けられている者、または地域協議会会長が当事業の経営改善計画書を承認した者
- ・ 国の事業のうち新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を申請しない者

＜支援額＞ 上限1,500千円（定額補助） ＜採択者＞* 30名（令和5年度）

②若手農業後継者経営安定化促進支援

＜対象者＞ 地域の農業青年クラブ等に積極的に参画する50歳未満の認定農業者

＜支援額＞ 上限1,000千円（補助率1/2）

＜採択者＞* 10名（令和5年度）

③青年農業士経営発展支援

＜対象者＞ 兵庫県青年農業士

＜支援額＞ 上限3,000千円（補助率1/2）

＜採択者＞* 10名（令和5年度）

* 審査会において事業計画等を審査のうえ採択者を決定します。

○支援内容

経営の安定化や規模拡大、生産性の向上など 農業経営の発展に必要な農業用機械・施設等の整備を支援します。

園芸施設(パイプハウス等)、付帯設備、農業用機械(中古OK)、農業用トラック、果樹棚、果樹の改植や新植に要する経費、家畜の購入及び増頭に要する経費など



＜ご相談＞ 地元の地域農業後継者育成対策協議会(事務局：農業改良普及センター)または(公社)ひょうご農林機構までご相談ください。